

1

2

3

## 第二次滋賀県再犯防止推進計画

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

滋賀県

## 目次

1		
2		
3	第1章 計画策定の趣旨	……………1
4	1 計画策定の趣旨	
5	2 計画の位置づけ	
6	3 計画の期間	
7	4 計画の推進体制	
8		
9	第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況	……………3
10		
11	第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題	……………4
12	1 国・民間団体等との連携強化	
13	2 就労・住居の確保	
14	3 保健医療・福祉サービスの利用の促進	
15	4 非行の防止と修学支援の実施	
16	5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発	
17		
18	第4章 基本理念と基本目標	……………9
19	1 基本理念	
20	2 基本目標	
21	3 取組方針	
22		
23	第5章 基本施策	……………10
24	1 国・市町・民間団体等との連携強化	
25	(1) 国・市町・民間団体等と県が連携した更生支援の実施のための取組	
26	(2) 市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築のための取組	
27	2 就労・住居の確保	
28	(1) 就労の確保のための取組	
29	(2) 住居の確保のための取組	
30	3 保健医療・福祉的支援の充実	
31	(1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組	
32	(2) 薬物依存症者への支援のための取組	
33	(3) 特性に応じた支援のための取組	
34	4 非行防止と修学支援の実施	
35	(1) 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための取組	
36	(2) 非行等を理由とする修学中断の防止のための取組	
37	(3) 非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する	
38	子ども・若者に対する支援のための取組	

1	5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	
2	(1) 民間協力者の活動の推進のための取組	
3	(2) 広報・啓発活動の推進のための取組	
4		
5	第6章 計画の進行管理	……………26
6		
7	参考	……………27
8	更生支援等に関する施策の動向を把握するための参考指標	
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		

# 1 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成31年3月に第一次滋賀県再犯防止推進計画(令和元年度～5年度)を策定し、国、市町、および民間団体等とともに、再犯防止および更生保護に取り組んでまいりました。

犯罪をした人等の中には、生活困窮や孤独・孤立など様々な生きづらさを抱える人も多く、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、さらに多くの人が経済的・社会的に生きづらさを抱えている状況です。

国・県・市町が提供する様々な制度や保健医療福祉サービス等は、罪を犯したかどうかにかかわらず、支援が必要な人に提供されるものですが、困難を抱えて罪を犯した人等にとっては、自ら必要な支援にたどり着くことは容易ではありません。地域社会の理解が進まないこと等によって孤立に陥り、生きづらさや、社会的なスティグマ<sup>1</sup>から再び罪を犯してしまう人がいます。

また、犯罪をした高齢者や障害のある人等の中には、必要な福祉的支援や地域社会の理解があれば、再犯に陥らず、社会参加を目指せる人もいます。

このたび、第一次滋賀県再犯防止推進計画が終期を迎えることから、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、関係機関が一丸となって、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、犯罪が選択肢とならないような社会環境をつくるとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会となることを目指して、新たな計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条<sup>2</sup>に規定する「地方再犯防止推進計画」として、令和5年(2023年)3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画を勘案して、本県における再犯防止施策の推進に関する計画を定めるものです。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、滋賀県保健医療計画、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン、(仮称)滋賀県依存症総合対策計画等の分野別および関連計画と整合および連携を図りながら定めるものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

<sup>1</sup> 「スティグマ」…社会における多数者の側が自分たちとは異なる特徴をもつ個人や集団に押しつける否定的な評価。身体・性別・人種に関わるものなど(出典:広辞苑)

<sup>2</sup> (地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

#### 4 計画の推進体制

この計画は、国・県・市町・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援を行う民間団体、行政が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこで意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。

1 第2章 本県の再犯防止を取り巻く現状

2  
3

4 本県では、更生保護や再犯防止の分野において、比較的早い段階から福祉分野と連携した取  
5 組を進めてきました。こうした取組は、県だけで行えるものではなく、刑事司法関係機関、更生保  
6 護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司<sup>3</sup>、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主  
7 体の参画のもと**官民**協働で実施してまいりました。

8 そうした中で、第一次滋賀県再犯防止推進計画(平成31年度～令和5年度)を策定し、5年が  
9 経過しますが、依然として検挙される人員の約半数が再犯者となっており、令和4年度においても、  
10 刑法犯検挙総数2,146人のうち再犯者数は938人で再犯者率<sup>4</sup>は43.7%となっています。

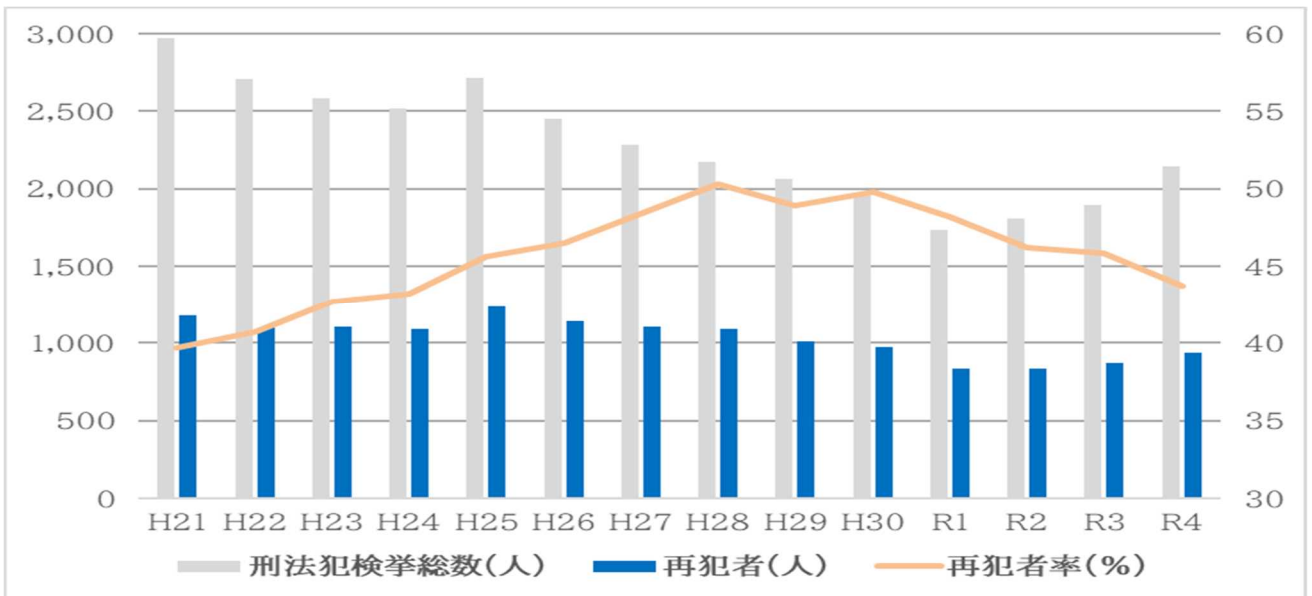
11 **また、再犯者数は、減少傾向にありましたが、令和2年度以降増加傾向に転じています。**

12

13 (滋賀県における刑法犯検挙者総数中の再犯者数及び再犯者率)

年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯検挙総数(人)	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893	2,146
再犯者(人)	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834	868	938
再犯者率(%)	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9	43.7

14



15

16

17

18

(出典:法務省の統計データ「刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率」による)

<sup>3</sup> 「保護司」・・・犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

<sup>4</sup> 「再犯者率」・・・犯罪により検挙された人の中で、過去にも検挙されたことがある人の割合

※参考「再犯率」・・・犯罪により検挙された人の中で、その後の一定期間内に再び犯罪を行う人の割合

1 第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題

4 1 国・民間団体等との連携強化

6 【取組】

7 ①令和元年5月、法務省と再犯防止三方よし宣言を提唱し、再犯防止について改めて国と県の  
8 連携を確認しています。

11 <再犯防止三方よし宣言>

- 12 ・再犯防止に協力する民間の方々が活動しやすいよう支援する「支え手よし」
- 13 ・罪を償って立ち直ろうとする人が、繰り返し犯罪に手を染めることがないように支援する  
14 「受け手よし」
- 15 ・地域の皆様が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に努める「地域よし」

16 ②市町において、再犯防止推進計画の策定が進むよう、情報提供等の働きかけを行っており、令  
17 和5年4月1日時点で、15市町が策定済となっています。

19 ③平成30年度に、大津地方検察庁や大津保護観察所等の国関係機関(5機関)や、滋賀県保護  
20 司会連合会、滋賀県更生保護事業協会、滋賀県社会福祉協議会、滋賀弁護士会等の民間団  
21 体(12 団体)、および県関係各課で構成している再犯防止推進会議を設置し、意見交換や取  
22 組事例の共有を行っています。

23 また、令和3年度には、法務省と共催で滋賀県地域連携協議会を3回開催し、県と市町の連  
24 携モデルの検討および試行等を行いました。

26 【課題】

- 27 ・地域の支援に円滑につなぐことができるようネットワークの充実が求められています。
- 28 ・社会復帰支援だけでなく、地域社会の一員として過ごせる環境の整備が必要です。
- 29 ・行政における多職種連携が求められています。

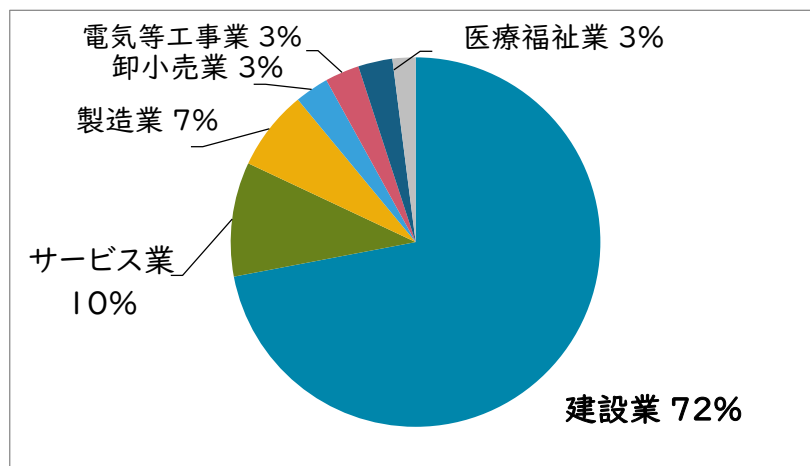
## 2 就労・住居の確保

### 【取組】

- ①県建設公共工事の競争参加資格審査制度における優遇制度を拡充し、令和5年3月末時点における、協力雇用主<sup>5</sup>としての登録事業者は242社となっています。
- ②平成30年度から令和2年度にかけて法務省のモデル事業を受託し、再犯防止地域支援員が協力雇用主への相談対応やアプローチを実施しました。令和4年10月時点における協力雇用主の数は397社となっています。
- ③住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援法人を指定しており、令和5年10月末時点での指定数は7者となっています。また、住宅確保要配慮者の入居を拒否しないセーフティネット住宅の登録を促進しており、令和5年3月末時点での登録数は11,405戸となっています。
- ④令和4年3月に「滋賀県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部を改正し、本来、世帯での入居が原則である県営住宅の単身入居要件に「保護観察に付されている人等」を追加しています。

### 【課題】

- ・市町が実施することが困難な就労や住居確保の支援が求められています。
- ・協力雇用主のもとで実際に雇用に至っている人数が少なく、協力雇用主の職種にも偏りがあるため、職種の選択肢を増やすことが求められています。
- ・生活をするためだけに働くのではなく、やりがいや居場所を感じられるような雇用のあり方が求められています。



(協力雇用主登録事業者の業種別割合(滋賀県) 令和4年10月)

出典:大津保護観察所の統計による。

<sup>5</sup> 「協力雇用主」・・・犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主(保護観察所が登録)



3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【取組】

①地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障害などにより、福祉的支援が必要な方に対し、刑事司法手続き段階での支援を実施しており、令和4年度には、必要な支援機関等へのコーディネートを実施しました。

②国・県・市町・民間団体と薬物依存の支援に特化したネットワーク連絡会における事例検討、情報共有の場として保護観察所と連携し、令和元年11月に薬物依存症ネットワーク連絡会を設置しました。

③刑事司法機関や福祉関係職とともに、司法福祉アセスメント委員会を開催し、刑事司法手続き段階の人を対象に、罪を犯した背景的要因を明らかにして、今後に必要な支援と配慮の検討を行っています。

【課題】

- ・刑事司法機関、行政、地域の医療・福祉関係機関の更なる連携強化が必要です。
- ・再犯者率が高い薬物犯罪について依存症対策と連携した支援や特性に応じた支援が必要です。

罪種別	検挙人員(少年を除く)	総数		初犯者・再犯者別				再犯者率 (総数)
		うち)女性	うち)女性	初犯者	再犯者	うち)女性		
令和元年	覚醒剤取締法	50	6	9	1	41	5	82%
	麻薬等取締法	1	0	0	0	1	0	100%
	大麻取締法	36	4	20	3	16	1	44%
令和2年	覚醒剤取締法	72	16	14	6	58	10	81%
	麻薬等取締法	1	0	0	0	1	0	100%
	大麻取締法	32	3	12	3	20	0	63%
令和3年	覚醒剤取締法	48	14	7	2	41	12	85%
	麻薬等取締法	6	1	5	1	1	0	17%
	大麻取締法	30	2	12	1	18	1	60%

(罪種別 検挙人員(犯行時年齢が20歳以上のもの)(滋賀県))<sup>6</sup>

出典:大阪矯正管区の統計による。

<sup>6</sup> 前科または前歴が薬物関係によるものとは限らない。

1 4 非行の防止と修学支援の実施

2

3 【取組】

4 ①県内9か所に設置している「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援として、生活改善、  
5 就学・就労支援、家庭支援を実施し、県内 16 か所に設置されている少年センターにおいて、無  
6 職少年等非行防止対策として、就学・就労支援を実施しています。

7

8 ②貧困の連鎖を断つことを目的とし、生活困窮世帯の子どもへの学習・育成支援を行っています。

9

10 ③再非行のおそれのある非行少年等に対して、積極的に手を差し伸べる立ち直り支援等を継続  
11 的に実施しています。

12

13 【課題】

14 ・無職少年の再非行を防止するためには、適切な就労・修学支援が必要です。

15 ・家庭環境の多様化により、個々のケースに適応した支援が必要であり、教育、司法、福祉などの  
16 機関を越えた連携が必要です。

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

1 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発

2  
3 【取組】

4 ①令和3年度に県民フォーラムをオンラインで開催し、県における再犯防止の取組や保護司の活  
5 動内容を紹介し、県民の更生保護への理解を促進しました。

6  
7 ②保護司や協力雇用主の活動について、好事例をまとめたパネルやパンフレットを作成し、県内  
8 企業や更生保護関係行事の会場において展示することで、広く周知しました。

9  
10 ③令和3年度に、長きにわたって再犯防止や更生保護に献身的に活動していただいた民間協力  
11 者の方々への感謝を表すため、知事感謝状制度を創設しました。令和4年度においては、保護  
12 司や更生保護女性会員など計9名に感謝状を授与しました。

13  
14 ④“社会を明るくする運動”において、令和4年度には、大津港びわ湖花噴水等を運動のシンボル  
15 カラーである黄色に照らす、イエローライトアップ等を通じて、**広く県民へ同運動の周知を図りま**  
16 **した。**

17  
18 【課題】

- 19 ・保護司のなり手不足について、持続可能な保護司制度の構築に向けた基盤整備への支援が求  
20 められています。  
21 ・更生保護や**保護司制度**に関する県民の理解を促進する必要があります。

22  
23

	定数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	52,500人	46,763人 (89.1%)	46,358人 (88.3%)	46,705人 (89.0%)	46,956人 (89.4%)
滋賀県	498人	489人 (98.2%)	473人 (95.0%)	484人 (97.2%)	488人 (98.0%)

24 (保護司の充足率の推移 令和5年1月1日現在)

25 出典：法務省の統計による

1 第4章 基本理念と基本目標

2  
3  
4 1 基本理念

5  
6 誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現  
7 ～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～

8  
9 2 基本目標

10  
11 罪を犯し、生きづらさを抱えた人が犯罪を選択肢とすることなく地域で暮らしていける社会の  
12 実現

13  
14 3 取組方針

15  
16 (1)地域社会における生活で様々な困難を抱え、犯罪をした人等の主体性を尊重し、抱える困難  
17 に応じた生活再建を実施します。

18  
19 (2)刑事司法手続を含むあらゆる段階で、生きづらさを抱えた人に寄り添う「息の長い支援」を  
20 実施します。

21  
22 (3)犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等  
23 を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します。

24  
25 (4)国・県・市町・民間団体等の役割分担を踏まえ、緊密な連携協力による「支援の輪の拡充」に  
26 より、更生支援を総合的に推進します。

27  
28 (5)罪を犯した人を支援する者が孤立することのないように、関係機関の有機的なネットワークを  
29 強化します。

30  
31 (6)更生支援の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。

1 第5章 基本施策

2

3

4 1 国・市町・民間団体等との連携強化

犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、県、市町、地域の保健医療・福祉関係機関、民間団体等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することが重要となる。

また、更生支援に関する施策は、身体的・精神的・経済的苦痛のほか、二次的被害や不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行う。

県内の市町の実情を踏まえ、各市町で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、必要な支援や地域のネットワークの構築に努める必要がある。

5

6

7 (1)国・市町・民間団体等と県が連携した更生支援の実施のための取組

8

9 ①犯罪をした人等に必要支援機関等へのコーディネートの実施

10 ● 地域生活定着支援センター事業

11 高齢または障害などにより福祉的な支援を必要とする矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所および少年  
12 院)退所予定者および退所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センタ  
13 ー」という。)が刑事司法機関、矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退  
14 所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。

15 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障害などにより自立した生活を営むこ  
16 とが困難な人に対して、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して、更生支援計画<sup>7</sup>等を活用しながら、必要  
17 な支援の見立てやつなぎの調整を行います。

18 【指標】

19 地域生活定着支援センターにおけるコーディネート件数	13件(R4年度)
------------------------------	-----------

20

21 ● 生活困窮者自立支援事業

22 生活困窮者自立相談支援機関<sup>8</sup>が生活に困窮する人からの、生活や住まい、働くことへの相談を受け、経  
23 済的な自立に向けた支援を実施します。相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係  
24 者と互いに連携し、包括的な支援を行います。

25 さらに、生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困

<sup>7</sup> 「更生支援計画」・・・弁護士が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策について取りまとめたもの。

<sup>8</sup> 「生活困窮者自立相談支援機関」・・・生活困窮者自立支援制度における生活全般にわたる困りごとの相談窓口

1 窮が疑われるようなケースの情報共有や、生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むため  
2 に必要な支援体制に関する検討を行います。

### 4 ● 働き・暮らし応援センター事業

5 障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関「働き・暮らし応援センター」が、  
6 本人・家族・企業からの仕事に関する相談や仕事をする上で基本となる生活に関する相談に応じ、自立した  
7 生活にむけて関係機関と連携して支援を行います。

### 9 ● 非行少年立ち直り支援事業

10 県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラム(自分探し支援、生活改善支  
11 援、就労支援、就学支援、家庭支援)を充実し、関係機関との連携を図り、非行少年等の立ち直り支援をより  
12 効果的に推進できるよう努めます。

## 14 ②刑事司法手続が終了した人に対する継続的支援の実施

### 15 ● 地域生活定着支援センター事業

16 高齢または障害などにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、定着  
17 支援センターが**刑事司法機関、矯正施設、**保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から  
18 退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。

19 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障害などにより自立した生活を営む  
20 ことが困難な人に対して、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して、**更生支援計画等を活用しながら、**必要  
21 な支援の見立てやつなぎの調整を行います。(再掲)

### 23 ● 少年の立ち直り支援事業

24 少年サポートセンター(大津・米原)に少年相談窓口を設置し、少年補導職員による専門的見地からの助  
25 言、指導を実施するとともに、少年の自己肯定感の回復や親子関係の修復を図るべく、カウンセリングや体  
26 験活動等の立ち直り支援活動を実施します。

27 また、**更生支援**に向けて、「あすくる」や少年鑑別所<sup>9</sup>(**法務省年支援センター**)等の関係機関と連携した  
28 継続補導や継続支援を推進します。

### 30 ● 子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所者への再犯防止措置制度

31 法務省の協力を得て、子どもを対象とする暴力的性犯罪をした人について、刑事施設出所後の所在確認  
32 を実施するとともに、その人の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等につ  
33 なげます。

### 35 ● DV加害者からの相談および加害者更生などに対する取組

36 加害者自身が自分の行動がDVであると認識していないことも多く、本人が意図せずDV加害者になって

<sup>9</sup> 「少年鑑別所」… (1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇、(3)「法務少年支援センター」として、更生支援に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、地域住民や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における更生支援に向けた様々な活動(地域援助)を行うことを業務とする法務省所管の施設。



1 いることもあるため、DV加害者に対して気づきを促すための啓発を実施します。また、加害者が自らの責任  
2 を自覚し、暴力を振るうべきでないと感じることができるよう、加害者相談を実施します。

3  
4 ● 民生委員・児童委員活動の推進

5 民生委員・児童委員による、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者  
6 や障害などのある人への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進しま  
7 す。

8  
9 ③職員や関係機関等に対する研修の実施

10 ● 事業所等相談アドバイス事業

11 犯罪をした人等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、雇用主や福祉事業所等によ  
12 る支援が継続的・安定的に実施できるよう、広範囲かつ専門的な知識と経験を有する団体による支援者支  
13 援の体制を整備し、必要な助言等を行います。

14  
15 ● 再犯防止地域支援員設置事業

16 更生保護に取り組む民間協力者に対して、更生保護活動の好事例や実践例を共有する機会を設け、支援  
17 の資質向上やネットワークの拡充を図ります。

18  
19 ● 精神保健医療福祉業務従事者研修の実施

20 保健所や市町の保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象  
21 とした基礎的知識の習得および更なるスキルアップに向けた研修会を実施し、支援の質の向上を図ります。

22  
23 ● 非行少年立ち直り支援事業

24 「あすくる」職員を対象とした研修会を、少年センター職員研修と合同実施し、技能の向上と関係機関との  
25 連携を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。

26  
27  
28 (2)市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築のための取組

29  
30 ● 再犯防止推進会議事業

31 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等で構成される滋賀県再犯防止推進  
32 会議を設置し、再犯防止に関する事業の実施状況や社会資源の共有、課題の把握や対策の検討等を行いま  
33 す。

34  
35 ● 再犯防止市町担当者会議事業

36 各市町において再犯防止推進計画が策定されるよう必要な助言や情報提供を行うとともに、担当職員の  
37 理解促進のための研修会等を開催します。

1 【指標】

2 再犯防止推進計画の策定市町数

15市町(R5.4月)

3  
4 ● 地域生活定着支援センター事業

5 司法・医療・行政・福祉関係者で構成するアセスメント委員会を開催し、罪を犯した背景要因を様々な関係  
6 機関の見解から明らかにして、今後に必要な支援と配慮を検討します。また、必要な支援の特性に応じて、発  
7 達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センターおよび知的障害者更生相談所等の専門機関と連携し  
8 ます。



## 2 就労・住居の確保

犯罪時の居住地が本県であって、令和3年に刑事施設に入所した人のうち、犯罪時に無職であった人は70.5%、再入所した人についても71.9%という状況であり、保護観察終了後も無職である人や社会復帰後も短期間で離職してしまうといった不安定な就労が再犯の要因となっています。

また、適切な居住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

しかし、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できない等の課題があります。

このため、協力雇用主や居住支援法人といった民間協力者とも連携をしながら、総合的な施策を推進することが必要です。

### (1) 就労の確保のための取組

#### ① 障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発および情報提供

##### ● 働き・暮らし応援センター事業

働き・暮らし応援センターにおいて、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。

国の仕組みである就業・生活支援センターに、県独自で職場開拓の機能を付加し、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングを支援し、障害のある人の職業生活における自立と社会参加の促進を図ります。

##### ● 中間的就労コーディネート事業

就労訓練を円滑に進めるため、市町や生活困窮者自立相談支援機関と中間的就労事業所をつなぐマッチングや、事業所における訓練のあり方などについて支援を行います。

##### ● 生活困窮者就労準備支援事業

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているおよび就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施するため、協力事業所等における就労体験等の受入れおよび支援に関する調整などを行います。

#### ② 協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置

県内建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数の評価項目に、協力雇用主に登録されている企業、

1 実際に直接雇用した企業、および下請契約による間接雇用をした企業にそれぞれ加点する「保護観察対象  
2 者等の就労支援」を設け、保護観察対象者の雇用の促進を図ります。

### 4 ③刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援

#### 5 ● 再犯防止地域支援員設置事業

6 協力雇用主等更生保護関係者の取組内容を広く周知し、理解してもらうことで、協力雇用主のなり手の確  
7 保に努めます。

8 また、保護観察所と連携し、罪を犯した人等が実際に雇用され、職場に定着していけるよう協力雇用主の  
9 支援等を実施します。

10 保護観察終了後も、支援を希望される人について、引き続き保護司による相談支援を実施することで、困り  
11 ごとや抱える不安に寄り添い、職場定着に向けた継続的な支援を行います。

#### 12 【課題】

13 協力雇用主の登録数 397 社 (うち実際に雇用している協力雇用主 14社)(R4.10月)

#### 15 ● 事業所等相談アドバイス事業

16 犯罪をした人等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、雇用主や福祉事業所等によ  
17 る支援が継続的・安定的に実施できるよう、広範囲かつ専門的な知識と経験を有する団体による支援者支  
18 援の体制を整備し、必要な助言等を行います。(再掲)

### 20 ④県における保護観察対象者への就労支援

21 保護観察対象者を県の臨時・非常勤の職に直接雇用することを通じ、民間企業への常時雇用等に向けた  
22 保護観察対象者への就労支援に取り組みます。

## 25 (2)住居の確保のための取組

### 27 ①地域社会における定住先の確保

#### 28 ● セーフティネット住宅の登録促進

29 住宅確保要配慮者(保護観察対象者等を含む)に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、  
30 住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を促進します。

#### 31 【指標】

32 入居者の範囲に「保護観察対象者等」を含むセーフティネット住宅の登録戸数

33 11,404戸(R5.3月)

#### 35 ● 居住支援法人の活動の促進

36 社会福祉法人や不動産事業者等に対し、居住支援に関する制度や取組事例等を発信し、居住支援法人  
37 の指定の促進につなげるとともに、居住支援法人等の関係団体が支援における課題等を共有できる体制を  
38 作ることにより、住まい探し等の入居時の支援、見守り等の生活支援の活動を推進します。

1 **【指標】**

2 **居住支援法人における「刑事司法機関および更生保護機関からの依頼を受けて支援した」**  
3 **件数** **(R5 年度より集計)**

4  
5 ②地域における犯罪をした人等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供

6 ● **生活困窮者自立支援事業**

7 犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援  
8 法に基づき、住居確保給付金を支給します。

9  
10 ● **生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等との連携**

11 地域生活定着支援センターと生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等が連携し、居  
12 場所の確保や地域生活への復帰の支援を行います。

1 3 保健医療・福祉的支援の充実

2

本県における令和3年の刑法犯検挙総数のうち、65歳以上の割合は約25%となっており、こうした中  
には、福祉的な支援を必要としていることも少なくありません。

こうした高齢または障害などにより、福祉的支援を必要とする犯罪をした人等に対し、司法関係機関、  
地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施しているところですが、個人が抱える福祉的ニーズ  
は様々であり、よりの確に把握して支援を充実させていくことが求められています。このため、刑事司法  
手続を含むあらゆる段階において、支援が必要な人の状況の把握とそれを踏まえたきめ細やかな支援  
を行う必要があります。

3

4 (1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組

5

6 ① 刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするた  
7 めの調整

8 ● 地域生活定着支援センター事業

9 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障害などにより自立した生活を営むこ  
10 とが困難な人に対して、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して、更生支援計画等を活用しながら、必要な  
11 支援の見立てやつなぎの調整を行います。(再掲)

12 地域への支援が円滑につながるよう、地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施します。

13 支援機関における円滑な連携ができるよう、刑事司法と福祉の関係機関等で構成する事業推進委員会に  
14 において地域定着支援事業に関する意見交換や情報交換を行います。

15 【指標】

16 地域生活定着支援センターにおける相談件数	36件(R4年度)
-------------------------	-----------

18 地域生活定着支援センターによる刑事司法手続段階を含む高齢者・障害者支援事業におけ 19 る支援対象者の2年後の地域支援継続率	100%(R4年度)
--	------------

20

21 ② 関係機関および市町の支援体制の充実

22 ● 発達障害者支援センター運営事業

23 発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携  
24 の強化を図るとともに、支援体制についての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支  
25 援の充実を図ります。

26

27 ● 高次脳機能障害支援センター運営事業

28 高次脳機能障害のある人が必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、  
29 退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制を構築するなど支援の充実

1 を図ります。

2  
3 ● 地域包括支援センター機能強化支援事業

4 地域包括ケアのさらなる推進に向けて、市町が設置する地域包括支援センターが、複合・複雑化する高齢  
5 者や家族等の支援ニーズに適切に対応できるよう支援します。

6  
7 ● 認知症サポーターの養成

8 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、企業や学校など様々な団体  
9 に対して、認知症サポーター養成講座の受講を働きかけるなど、認知症に関する正しい知識や理解のさらな  
10 る普及を図ります。

11  
12 ③地域精神科医療等との連携

13 ストーカー加害者に対し、警察と連携している医療機関への受診を働きかけ、精神医学的な面から、加害  
14 者の再犯防止対策を図ります。

15  
16 ④医療観察法病棟の運営

17 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」による入院決定となっ  
18 た対象者を、医療観察法病棟において受け入れます。入院後は多職種の医療スタッフが専門性を生かしな  
19 がら協働し、保護観察所の社会復帰調査官と連携して、対象者一人ひとりに適した治療を行うとともに、保護  
20 観察所が主催するケア会議において地域の関係者と協議の上、対象者の円滑な社会復帰に努めます。

21  
22  
23 (2)薬物依存症者への支援のための取組

24  
25 ①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援

26 ● 再犯防止地域支援員設置事業

27 保護観察所や更生保護の民間団体と連携し、薬物事犯者を治療や相談につなぐ支援を行います。

28  
29 ②精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族および支援者に対する支援

30 ● 依存症専門相談支援事業

31 精神保健福祉センターにおいて、依存症当事者、家族および支援者が、依存症について正しく学ぶ機会と  
32 して、保健所との協働によるセミナーや、依存症当事者の集団回復プログラムを実施します。また、支援従事  
33 者の研修会や事例検討会の開催を通して支援の充実を図ります。

34  
35 ● 依存症関係機関の支援体制の整備

36 滋賀県依存症関係機関連絡協議会および滋賀県薬物依存症対策推進会議の構成団体等が相互に連携・  
37 協力を図りながら、分野横断による包括的推進体制の確保を通して、薬物依存症対策の推進に取り組みま  
38 す。

1 ● 薬物乱用防止支援事業

2 精神保健福祉センターにおいて、関係機関や自助団体との協働で薬物依存症者の集団回復プログラムや、  
3 依存症家族交流会を実施し、同じ悩みを抱える当事者家族の学びと交流を通じた回復支援に努めます。

4  
5 ③依存症問題に関する広報・啓発の実施

6 ● 依存症問題に関する広報・啓発の実施

7 依存症は、誰でもなり得る病気であるとの理解を広げ、誤解により依存症の回復を妨げる要因を払拭する  
8 ため「ギャンブル等依存症問題啓発週間」および「アルコール関連問題啓発週間」に合わせて、薬物依存症も  
9 含めた多種多様な依存症に対する正しい知識の普及啓発を行います。また、アディクション<sup>10</sup>関連団体とフォー  
10 ーラムを共催することにより、依存症への理解を広めるよう取り組みます。

11  
12 ④薬物依存症治療を行う医療の充実

13 ● 医業(依存症専門医療機関)

14 精神医療センターを「依存症専門医療機関(薬物依存症)」として定め、専門医療を提供します。

15  
16 ● 依存症治療拠点機関研修等事業(依存症治療拠点機関)

17 精神医療センターを「依存症治療拠点機関(薬物依存症)」として定め、薬物依存症の県内の拠点機関とし  
18 て専門医療に関する情報発信、研修の企画実施を行います。

19  
20 ⑤薬物依存症者への支援を実施する民間団体との連携

21 ● 滋賀型地域活動支援センター事業

22 依存症等の回復のための自助グループやその他関係団体と連携し、その活動を支援することにより、関係  
23 団体の活性化を図るとともに、当事者の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。

24  
25 ● 滋賀県依存症民間団体支援事業

26 依存症問題を抱える人やその家族が情報交換や悩みを共有するためのミーティング活動が安定して開催  
27 できるよう、依存症問題に取り組む民間団体に対して活動支援を行います。

28  
29 ● 薬物依存症支援ネットワーク連絡会

30 薬物依存症を抱えた人に対して、途切れない支援の展開を目指して、薬物依存症支援に関わる関係機関  
31 が情報共有を図り、連携していくためのネットワークを構築するため、保護観察所および精神保健福祉センタ  
32 ーとともに滋賀県薬物依存症支援ネットワーク連絡会を設置・運営します。

33  
34  
35  
36  

---

<sup>10</sup> 「アディクション」…日本語では「依存症」や「嗜好」と説明され、本人の性格や意思の問題でなく、害があるのにやめられないコントロールの障  
害



### 1 (3)特性に応じた支援のための取組

#### 2 3 ①特性に応じた福祉的支援実施に向けた関係機関の連携強化

##### 4 ● 再犯防止推進会議事業

5 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が滋賀県再犯防止推進会議を設  
6 置し、再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行います。(再掲)

##### 7 8 ● 地域生活定着支援センター事業

9 司法・医療・行政・福祉関係者で構成するアセスメント委員会を開催し、罪を犯した背景要因を様々な関係  
10 機関の見解から明らかにして、今後に必要な支援と配慮を検討します。また、必要な支援の特性に応じて、発  
11 達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センターおよび知的障害者更生相談所等の専門機関と連携し  
12 ます。(再掲)

##### 13 14 ● 薬物乱用防止啓発活動

15 麻薬、覚醒剤、大麻および危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、滋賀県『ダメ。ゼッタイ。』普及運  
16 動、「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」、薬物乱用防止教室や各少年センターを通じての啓発活動  
17 を展開し、県民、特に若年層に対し、薬物についての正しい知識の啓発と薬物の乱用防止対策を図ります。

##### 18 19 ● 「なくそう犯罪」安全なまちづくり推進事業

20 犯罪に遭いにくい安全・安心な地域づくりの実現のため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民  
21 会議において、再犯防止に関する取組等を情報共有の上、犯罪抑止目標や安全なまちづくりアクションプラ  
22 ンを定め、県、市町、事業者および県民が一体となった県民総ぐるみ運動による防犯活動の推進を図ります。

##### 23 24 ● 暴力団離脱者等社会復帰対策

25 (公財)滋賀県暴力団追放推進センターと連携し、暴力団離脱者等の社会復帰対策として、暴力団離脱者  
26 の雇用受入れ企業の拡充を促進し、賛同企業への就労支援等の推進に努めます。

#### 27 28 ②特性に応じた支援や指導の充実

##### 29 ● 地域生活定着支援センター事業

30 性的課題を持つ人に対して、認知行動療法に基づくプログラムを活用し、自らの行動が被害者に与える影  
31 響や被害者の心情について認識することができるように<sup>11</sup>支援を行います。また、プログラムの普及や支援  
32 者の人材育成により、当事者やその家族等に対し、継続的な支援を実施します。

##### 33 34 ● 事業所等相談アドバイス事業

35 犯罪をした人等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、雇用主や福祉事業所等によ  
36 る支援が継続的・安定的に実施できるよう広範囲かつ専門的な知識と経験を有する団体による支援者支援

<sup>11</sup>「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年6月17日公布)において、矯正施設等では、新たに被害者等の心情等の聴取・伝達制度が開始され、被害者の思いをくんだ指導や教育を通じて、加害者からの真の反省を引き出した更生支援を実施されることとされている。

1 の体制を整備し、必要な助言を行います。(再掲)

2  
3 ● 発達障害者支援センター運営事業

4 発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携  
5 の強化を図るとともに、支援体制についての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支  
6 援の充実を図ります。(再掲)

7  
8 ● 高次脳機能障害支援センター運営事業

9 高次脳機能障害のある人が必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、  
10 退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制を構築するなど支援の充実  
11 を図ります。(再掲)

12  
13 ● 地域包括支援センター機能強化支援事業

14 地域包括ケアのさらなる推進に向けて、市町が設置する地域包括支援センターが、複合・複雑化する高齢  
15 者や家族等の支援ニーズに適切に対応できるよう支援します。(再掲)

16  
17 ● 依存症専門相談支援事業

18 精神保健福祉センターにおいて、依存症当事者、家族および支援者が、依存症について正しく学ぶ機会と  
19 して保健所との協働によるセミナーや、依存症当事者の集団回復プログラムの実施、また支援従事者の研修  
20 会や事例検討会の開催を通して支援の充実を図ります。(再掲)

21  
22 ● 「滋賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」<sup>12</sup>を中心とした孤独・孤立対策の推進

23 支援や居場所を必要とする人が必要な支援等を利用できるよう、「しが孤独・孤立支援ポータルサイト」等  
24 を活用し、相談窓口や地域の多様な居場所に関する情報発信を行います。

25 また、県民や支援者を対象にした孤独・孤立対策に関するフォーラムを開催し、支援者同士がつながる機  
26 会を作ることにつながりの拡充を図ります。

27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  

---

<sup>12</sup> 「滋賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」・孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携および官民連携を強化することにより、滋賀県における孤独・孤立対策を推進することを目的に設置したプラットフォーム



## 1 4 非行防止と修学支援の実施

2

令和元年から令和3年に本県において、刑事施設に入所した人のうち、高等学校未卒業者の割合は約4割であり、再入所者は約7割となっています。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められる事が多い実情にあることに鑑み、高等学校等における中退防止の取組や学習支援が求められています。

また、犯罪や非行を起こした青少年の立ち直りの支援も求められており、背景にある原因を見極め、教育機関や警察等の関係機関と連携をしながら取り組む必要があります。

3

4

### 5 (1)再非行の防止の観点も含めた非行防止のための取組

6

#### 7 ● 少年の立ち直り支援事業

8 少年サポートセンター(大津・米原)に少年相談窓口を設置し、少年補導職員による専門的見地からの助  
9 言、指導を実施するとともに、少年の自己肯定感の回復や親子関係の修復を図るべく、カウンセリングや体  
10 験活動等の立ち直り支援活動を実施します。

11 また、再非行等防止に向け、「あすくる」や少年鑑別所(法務少年センター)等の関係機関と連携した継続  
12 補導や継続支援を推進します。(再掲)

#### 13 【指標】

14 青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	76.2%(R4年度)
------------------------------------	-------------

15

#### 16 ● 無職少年等非行防止対策事業

17 青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活  
18 動を展開し、個々の少年に応じた継続的な支援を推進します。

19

#### 20 ● 非行少年立ち直り支援事業

21 県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラム(自分探し支援、生活改善支  
22 援、就労支援、就学支援、家庭支援)を充実し、関係機関との連携を図り、非行少年等の立ち直り支援を、よ  
23 り効果的に推進できるよう努めます。(再掲)

24

#### 25 ● 高等学校等学び直し支援金事業

26 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金<sup>13</sup>の支給限  
27 度期間経過後も、卒業までの一定期間継続して授業料にかかる学び直し支援金を支給することで教育費負  
28 担の軽減を図ります。

29

<sup>13</sup> 高等学校等就学支援金制度・・・所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的とする文部科学省の制度。

1 (2)非行等を理由とする修学中断の防止のための取組

2  
3 ● 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

4 貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象に学習支援・生活支援を行うと  
5 ともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。

6  
7 ● 生徒指導緊急特別対応事業

8 学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を  
9 起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援  
10 を行います。

11  
12  
13 (3)非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援の  
14 ための取組

15  
16 ● 地域若者サポートステーション支援事業

17 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労  
18 体験、交流サロン等を実施します。

19  
20 ● 生きぬく力の礎育み事業

21 困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・幼稚園・認定こども園・保育所・関係機関、家庭お  
22 よび地域社会との持続可能な連携体制の構築を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心し  
23 て過ごすことのできる居場所づくり、自己有用感や自己効力感等を味わうことのできる出番づくりを推進しま  
24 す。

25  
26 ● 要保護児童対策連絡協議会運営事業

27 児童虐待や非行などの未然防止、早期発見・対応、要保護児童の適切な保護および自立や立ち直り支援  
28 などを図るため福祉、保健、医療、教育、警察、司法など日頃から子どもに接する機会のある各関係機関が  
29 連携し、情報共有や普及・啓発など今後の対応を検討します。

30  
31 ● 子ども・若者総合相談窓口設置事業

32 子ども・若者支援地域協議会において、子ども・若者当事者部会を運営・実施し、子ども・若者の声を施策  
33 反映につなげます。子ども若者施策推進にかかる多様な機関の連携を図り、各市町の総合相談窓口および  
34 子ども・若者支援地域協議会の設置を推進します。

1 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

2

犯罪をした人等の社会復帰支援は、多くの民間協力者の活動に支えられています。その活動は、刑事司法手続きが進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階を支援するもので、県の活動とも連携しており、このような、民間協力者による「息の長い支援」が再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできないものとなっています。

民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくこと、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参加してもらえるよう支援していくことで、それぞれの立場や強みを活かし、相互に連携して、社会全体で犯罪や非行のない明るい社会を築いていくことが不可欠です。

3 (1)民間協力者の活動の推進のための取組

4

5 ①民間協力者の活動に対する支援および顕彰制度の創設

6 ● 民生委員・児童委員活動の推進

7 住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度についてわかりやすく情報を提供できるよう、民生委  
8 員・児童委員を対象とした研修会等を充実し、資質の向上を図ります。

9

10 ● 再犯防止民間協力者知事感謝状事業

11 更生保護事業の推進に功労のあった民間協力者に対して、知事感謝状を贈呈し、その功績を称えら  
12 るとともに、更生保護の気運を高めます。

13

14 ● 非行少年立ち直り支援事業

15 「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企  
16 業によるボランティア(青少年支援サポーター、支援協力企業)の拡大、協力を促進します。

17

18 ● 少年補導員活動

19 少年補導員活動をより充実するため、学校現場における活動の周知や活動の支援に努めます。

20

21 ● 大学生少年補導員活動

22 大学生ボランティアによる少年補導員の活動をより充実するため、各種活動の広報や活動募集等を推進  
23 するとともに、ボランティア活動等をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。

24

25 ● 外国人少年補導員活動

26 外国人少年補導員の活動をより充実するため、連携した各種啓発等を行い活動の認知度を高めるととも  
27 に、それらの活動をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。

28

1 ②保護司のなり手不足解消に向けた支援

2 ● 再犯防止地域支援員設置事業

3 更生保護関係者の取組内容を広く周知するほか、保護司同士や関係機関とのネットワーク作りを行い、保  
4 護観察所とともに、保護司の活動しやすい環境を整備し、なり手の確保に努めます。

5 【課題】

6 保護司の充足率	98.0%(488人/498人)(R5.1月)
-----------	-------------------------

7  
8  
9 (2)広報・啓発活動の推進のための取組

10  
11 ①再犯防止啓発月間(7月)等における啓発事業の実施

12 各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信など、様々な機会や媒体を活用し、県民が安全・安心に  
13 暮らすことができる社会の実現に向けて、再犯の防止等について、自分事として関心と理解を深めてもらえ  
14 るよう、広報・啓発活動を実施します。

15 【課題】

16 更生保護事業の認知度(滋賀県再犯防止推進計画を知っていると回答された方)
17 14.3%(35人/245人)(R5年度 県政モニター調査)

18  
19 ②“社会を明るくする運動”の推進

20 犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、保護観察所や更生保護民間協力者等と連携し、犯罪や非行  
21 の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行の  
22 ない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を推進します。

1 第6章 計画の進行管理

2

3 計画の実効性を確保するため、**県民や支援者に本県の取組や計画についての意**  
4 **見を伺うとともに、**計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検  
5 しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、  
6 必要に応じて計画の見直しを行います。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

1 参考 更生支援等に関する施策の動向を把握するための参考指標

2  
3 更生支援等に関する施策の動向を把握するため、次の数値を参考指標とします。

4  
5 1 国・市町・民間団体等との連携強化

6 地域生活定着支援センターにおけるコーディネート件数 13件(R4年度)

7  
8 再犯防止推進計画の策定市町数 15市町(R5.4月)

9  
10 2 就労・住居の確保

11 協力雇用主の登録数 397社 (うち実際に雇用している協力雇用主 14社)(R4.10月)

12  
13 セーフティネット住宅の登録戸数(登録項目:保護観察対象者等) 11,404戸(R5.3月)

14  
15 居住支援法人における「刑事司法機関および更生保護機関からの依頼を受けて支援した」  
16 件数 (R5年度より集計)

17  
18 3 保健医療・福祉的支援の充実

19 地域生活定着支援センターにおける相談件数 36件(R4年度)

20  
21 地域生活定着支援センターによる刑事司法手続段階を含む高齢者・障害者支援事業における  
22 支援対象者の2年後の地域支援継続率 100%(R4年度)

23  
24 4 非行防止と修学支援

25 青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率 76.2%(R4年度)

26  
27 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発

28 保護司の充足率 98.0%(488人/498人)(R5.1月)

29  
30 更生保護事業の認知度(滋賀県再犯防止推進計画を知っていると回答された方)  
31 14.3%(35人/245人)(R5年度 県政モニター調査)